

空き店舗を活用して行う事業に対して 補助金を交付します

川越市は、市内の空き店舗の利活用を促進し、商店街の振興及び活性化を図るため、空き店舗を活用して行う事業に対し、「川越市商店街空き店舗対策事業補助金」を交付します。

受付期間

令和6年4月1日（月）から予算終了まで

補助金額

補助限度額：1件につき100万円

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
改修等に係る経費	1/3以内	40万円	初年度のみ1回
賃借料（敷金・礼金を除く。）	1/2以内	5万円	12箇月間以内

※賃借料のうち会計年度を越える月の補助については、翌会計年度の予算状況によって交付を決定します。（ご要望に添えないこともございますので予めご了承ください。）

補助対象者

- 商店街（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）
- 新規出店者（個人又は法人）※ただし、出店区域の商店街の推薦を受けていること。

補助対象事業

- 商店街が実施する共同事業
- 新規出店者が行う小売業、飲食業又はサービス業
- その他商店街又は新規出店者が行う事業で、商店街の振興及び地域の活性化に寄与すると市長が認める事業

補助対象物件

「川越市商店街等空き店舗情報登録制度」（※）に登録されている物件のうち、過去に商業の用に供され営業していた実績があり、3箇月以上事業が行われていない状態が継続している物件

※「川越市商店街等空き店舗情報登録制度」とは、空き店舗所有者から空き店舗情報の登録申請を受けた物件について、川越市公式ホームページ上に掲載し、空き店舗利用希望者に情報提供する制度です。

申請書類等

事業開始前（改修工事着工前）に下記の書類を提出すること。

	提出書類	備考
①	川越市商店街空き店舗対策事業補助金交付申請書	様式第1号
②	事業計画書	別紙1
③	改修等に係る見積書の写し、図面、現況写真等	原則市内の業者
④	賃貸借契約書の写し	
⑤	出店区域の商店街の推薦書（※新規出店者の場合）	別紙2

※ 事業完了後には、実績報告書等を提出していただきます。

～ 補助金の交付手続きの流れ ～

① 交付申請

- ・ 申請書類一式をご提出ください。

② 書類審査・交付決定

- ・ 必要に応じ、現地調査を実施します。

③ 改修等及び事業開始

- ・ 交付決定後に改修等を行ってください。

④ 実績報告（改修等）

- ・ 改修等が完了した後、報告書類一式をご提出ください。

⑤ 書類審査・交付確定（改修等）

- ・ 必要に応じ、現地調査を実施します。

⑥ 補助金の交付（改修等）

- ・ 指定口座に補助金を振り込みます。

⑦ 実績報告（賃借料）

- ・ 6月、9月、12月、3月の各月末までに直近3箇月分をまとめてご提出ください。

⑧ 書類審査・交付確定（賃借料）

⑨ 補助金の交付（賃借料）

- ・ 指定口座に補助金を振り込みます。

【お問い合わせ先】

川越市 産業観光部 産業振興課 商業振興担当

川越市元町1-3-1（本庁舎5階）

TEL：049-224-5934（直通）FAX：049-224-8712

